

## 第 1 期福岡県循環器病対策推進計画の概要

### 1 根拠法令

健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法 第 11 条第 1 項

### 2 計画の期間

令和 4（2022）年度から令和 5（2023）年度までの 2 年間（以降は、6 年ごとに見直し）

### 3 計画策定の趣旨

脳卒中、心臓病その他の循環器病（以下「循環器病」）が死亡原因や要介護状態となる原因の主要なものとなっていることに鑑み、本県における循環器病対策を総合的かつ計画的に推進するため、計画を策定するもの。

### 4 本県における循環器病等の状況（計画策定時）

#### （1）主要死亡原因内訳

悪性新生物（がん）に次いで、循環器病が全死亡原因の第 2 位。（図 1）

#### （2）循環器病の年齢調整死亡率※

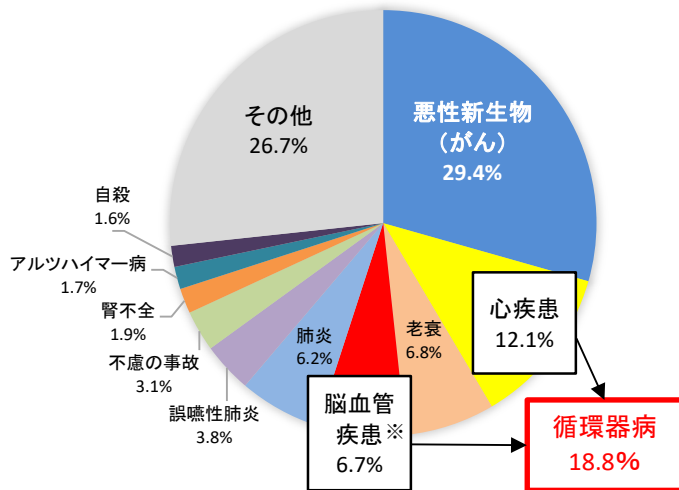
男女とも全国と比べ低い。（表 1）

※年齢構成の異なる地域間で死亡状況の比較ができるように年齢構成を調整した死亡率

#### （3）健康寿命と平均寿命

健康寿命と平均寿命の差（不健康な期間）は、男女とも全国と比べ長い。（表 2）

図 1 本県の主要な死亡原因内訳（令和 2 年）



※脳卒中、一過性脳虚血発作 など

表 1 年齢調整死亡率（平成 27 年） 単位：人口 10 万対

項目		全国	福岡県
脳血管疾患	男	37.8	33.6
	女	21.0	17.7
心疾患	男	65.4	42.3
	女	34.2	23.9

表 2 健康寿命と平均寿命（令和元年） 単位：年

項目	全国		福岡県	
	男	女	男	女
健康寿命	72.68	75.38	72.22	75.19
平均寿命	81.41	87.45	81.24	87.47
不健康な期間	8.73	12.06	9.02	12.28

## 5 全体目標

「平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加」及び「循環器病の年齢調整死亡率の減少」

## 6 具体的な施策

(1) 循環器病の予防や正しい知識の普及啓発	
個別施策	主な取組
①生活習慣病の発症、重症化予防の取組の強化	<ul style="list-style-type: none"><li>・望ましい生活習慣や循環器病の危険因子である糖尿病等の基礎疾患の管理の重要性についての効果的な普及啓発</li><li>・高血圧、心房細動等の未受診者対策や必要に応じた保健指導などの推進</li></ul>
②循環器病に関する正しい知識の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"><li>・症状出現時における対応などの県民への啓発</li></ul>

(2) 保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実	
個別施策	主な取組
①救急搬送体制の整備	<ul style="list-style-type: none"><li>・消防機関と医療機関の連携による速やかな救護体制の充実</li></ul>
②急性期から慢性期までの切れ目のない医療提供体制の構築	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域連携クリティカルパス（地域連携診療計画）等を活用した医療連携体制の支援</li><li>・高血圧や糖尿病などの基礎疾患を管理しているかかりつけ医と循環器病の専門医療機関が連携し、早期診断や重症化予防を図れるよう研修会を開催</li></ul>
③在宅療養等が可能となる環境の整備	<ul style="list-style-type: none"><li>・かかりつけ医等を中心とした在宅療養支援体制の構築</li></ul>
④小児期から成人期までの成育過程を通じた循環器病対策	<ul style="list-style-type: none"><li>・移行医療支援、療養生活に係る情報提供・相談支援の在り方の検討</li></ul>

(3) 多職種連携による循環器病患者への支援の充実	
個別施策	主な取組
①循環器病に関する適切な情報提供・相談支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・循環器病に関する様々な情報を収集し、県ホームページやハンドブック等を活用した情報提供</li></ul>
②循環器病の後遺症を有する者に対する支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・後遺症に関する相談支援や知識等についての情報提供</li></ul>
③治療と仕事の両立支援・就労支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業者を対象とした意識啓発セミナーの開催</li></ul>

## 7 循環器病対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

### (1) 新型コロナウイルス感染症を踏まえた対策

新型コロナウイルス感染症に対する医療と、循環器病等その他の疾患に対する医療を両立して確保することを目指し、適切な医療提供体制の整備を進める。

### (2) 循環器病対策の進捗状況の把握及び評価

定期的に進捗状況を把握、評価、課題の抽出を行い、必要に応じて施策に反映する。